平成２６年（フ）第５２３号
静岡県焼津市五ケ堀之内540番地の４　亀山方
債務者　名倉　利信
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４３８号
東京都江戸川区北葛西４丁目１―11―204
債務者　野口　　綾
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月14日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０９号
東京都渋谷区笹塚１丁目61―８―527
債務者　谷澤　文夫
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月14日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５号
静岡市清水区八坂北１丁目２番39号、旧住所静岡市清水区山原210番地の62
債務者　樋田喜代惠
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５２号
静岡県焼津市石津206番地の２　たんぽぽコージュ焼津、旧住所静岡市駿河区北丸子１丁目20番６号
債務者　安田　孝吉
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月18日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４０号
静岡市葵区安倍口団地７番16―549号
債務者　岡本　妙子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３８号
鹿児島県枕崎市桜山町141番地
破産者　神園百合恵
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第１１０号
福島県郡山市中田町中津川字堂ノ作212番地
破産者　宗像　健之
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
福島県岩瀬郡鏡石町前山81番地３　ポポロⅢＡ101号室、住民票上の住所福島県岩瀬郡鏡石町前山223番地
破産者　栁　美貴子
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
群馬県高崎市上大類町1305番地１　パルムハイム92―208
破産者　入山　正司
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１３１号
群馬県高崎市新町859番地１　県営81号
破産者　中尾　武久
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１６８号
群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田239番地
破産者　佐俣　京子
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１８７号
群馬県高崎市和田町６番９号　石塚マンション308号
破産者　迫田　光秋
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第５１号
福岡県大川市大字鐘ケ江115番地１
破産者　橋口　正信
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第５９０号
福岡県遠賀郡芦屋町祇園町３番３号　ドミールあしや205号
破産者　北山貴美子
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２２０号
大分市賀来北１丁目９番６―105号　フレンドⅡ
破産者　本城　貴成
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７号
岩手県花巻市大通り１丁目５番12号
破産者　吉田　　毅
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部